

令和 年 月 日 () までに園に提出

令和7年度 私立幼稚園等補助金の申請について

※私立幼稚園等補助金とは、保護者負担軽減事業費補助金を指します。

預かり保育利用料を月額1万6,300円まで補助

【対象：第2子以降の満3歳児を有する世帯（保育の必要性のある子供）】

保育の必要性のある第2子以降の満3歳児を有する世帯に対して、預かり保育利用料を月額最大1万6,300円まで補助します。

※園によっては、預かり保育に認可外保育施設等を含みます。

※月額の上限は（450円×利用日数）となり、利用日数に応じて変動します。（月額最大1万6,300円まで）

※本補助金とは別に、満3歳児第1子住民税非課税世帯への無償化給付として月額最大1万6,300円、3～5歳児世帯への無償化給付として月額最大1万1,300円があります。

1. 交付対象者

以下①～②のすべての条件を満たす方

- ① 私立幼稚園等に在籍する第2子以降の満3歳児を有する世帯で、その子供について保育の必要性がある。
- ② 上記①の子供が、台東区に住民登録がある。

下記チャートを参考に、該当の有無をご確認ください。

スタート

預かり保育を
利用する

NO

申請の必要は
ありません。

YES

保育の必要な子供
である

NO

本補助金の
対象ではありません。

YES

申請書の提出が必要です。
裏面をご確認ください。

ご確認ください！



保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。

2. 提出書類【対象者のみ】

- ① 私立幼稚園等補助金(保護者負担軽減事業費補助金)交付申請書
- ② 保育の必要性を確認する書類 (例、勤務証明書等(父・母))

3. 補助金の交付決定

- ・補助金の交付対象と認められた方には、下記4のとおり、必要書類を配布します。

4. 補助金の請求方法

- ・預かり保育利用料や認可外保育施設等利用料がある場合、下表の時期に、請求書を提出してください。

※預かり保育利用料や認可外保育施設等利用料の領収書がない場合は、請求できません。

※領収書は、請求書に添付する必要がありますので大切に保管してください。

- ・請求時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布します。

請求時期(予定)	
4月～6月分	令和7年7月頃
7月～9月分	令和7年10月頃
10月～12月分	令和8年1月頃
1月～3月分	令和8年4月頃

5. 補助金交付の時期

補助金は、保護者が指定する口座に振り込みます。

補助金の種類	交付時期(予定)		通帳の記載名称
私立幼稚園等保護者補助金 【保護者負担軽減(都)】	4月～6月分	令和7年9月中旬	タイトウクショムカ
	7月～9月分	令和7年12月中旬	
	10月～12月分	令和8年3月中旬	
	1月～3月分	令和8年6月中旬	

6. 年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合、下記へ必ず速やかにご連絡ください。

台東区教育委員会 庶務課私立幼稚園担当 03-5246-1236



補助金を受け取るまでの流れ

預かり保育利用料に対する補助金は、保護者の方が、① 保育の必要性の確認を受け、② 利用した施設等に利用料を支払い、③ 支払った利用料に対する補助金を区に請求することで、受け取ることができます。

STEP 1 : 区の確認を受ける

- ・私立幼稚園等補助金（保護者負担軽減事業費補助金）交付申請書を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類（※）を添付してください。

※様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。

STEP 2 : 利用した施設等に利用料を支払う

- ・確認を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。
- ・利用した施設等から発行される領収書は、補助金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

STEP 3 : 支払った利用料に対する補助金を区に請求する

- ・請求は年4回の受付（7月、10月、1月、4月）を予定しています。
請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。
- ・後日、指定した口座に補助金が振り込まれます。

＜振込時期＞ 令和7年9月（4～6月利用料分）
令和7年12月（7～9月利用料分）
令和8年3月（10～12月利用料分）
令和8年6月（1～3月利用料分）